

第5章 特定共同住宅等

第7 必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等

第5章 特定共同住宅等

第7 必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等

1 必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等

- (1) 住宅用消火器及び消火器具
- (2) 共同住宅用スプリンクラー設備
- (3) 共同住宅用自動火災報知設備
- (4) 住戸用自動火災報知設備
- (5) 共同住宅用非常警報設備
- (6) 共同住宅用連結送水管
- (7) 共同住宅用非常コンセント設備

2 住宅用消火器及び消火器具（40 号省令第 3 条第 3 項第 1 号関係）

- (1) 住宅用消火器（省令 40 号第 3 条第 3 項第 1 号イ関係）
 - ア 住戸、共用室又は管理人室の玄関、台所等の容易に目に付く部分に設置する。▲
 - イ 40 号省令第 3 条第 3 項第 1 号ロただし書きに規定する「廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分」とは、当該住戸、共用室又は管理人室の出入口から、歩行距離 20m 以下の廊下、階段室、エレベーターホール、エントランスホールその他人が通行する用のみに供する部分をいう。●（第 7-1 図参照）
 - ウ 次に掲げる部分には、住宅用消火器を設けてはならない。（第 7-2 図参照）
 - (ア) 倉庫、機械室その他これらに類する部分
 - (イ) 共用部分
 - (ウ) 第 2 章第 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い第 5 (2) みなし従属により、その独立した用途に供される部分
- (2) 消火器具（40 号省令第 3 条第 3 項第 1 号ロ関係）
 - ア 消火器具は、第 4 章第 1 消火器具を準用する。
 - イ 消火器具を住戸、共用室及び管理人室の各部分から歩行距離 20m 以下となるよう共用部分に設置した場合は、住戸、共用室又は管理人室の住宅用消火器の設置を要しない。（第 7-3 図参照）

3 共同住宅用スプリンクラー設備（40 号省令第 3 条第 3 項第 2 号関係）

第 8 共同住宅用スプリンクラー設備による。

4 共同住宅用自動火災報知設備（40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号関係）

第 9 共同住宅用自動火災報知設備による。

5 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（40 号省令第 3 条第 3 項第 4 号関係）

第 10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備による。

6 共同住宅用連結送水管（40 号省令第 5 条第 1 項及び第 2 項第 1 号関係）

- (1) 主な構成
 - ア 地階を除く階数が 10 以下の階段室型特定共同住宅等に設けるもの（第 7-4 図参照）
 - イ 地階を除く階数が 11 以上の階（この項において「高層階」という。）の階段室型特定共同住宅等に設けるもの（第 7-5 図参照）

第5章 特定共同住宅等

第7 必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等

- (2) 送水口（40 号省令第 5 条第 2 項第 1 号ハ、政令第 29 条第 2 項第 3 号、省令第 31 条第 1 号及び第 3 号から第 4 号の 2 関係）
第 4 章第 20 連結送水管第 2(1)を準用する。
- (3) 配管、管継手及びバルブ類（この項において「配管等」という。）（40 号省令第 5 条第 2 項第 1 号ハ、政令第 29 条第 2 項第 2 号、省令第 31 条第 5 号関係）
第 4 章第 20 連結送水管第 2(2)を準用する。
- (4) 放水口（40 号省令第 5 条第 2 項第 1 号イ及びロ関係）
ア 放水口は、第 4 章第 20 連結送水管第 2(3)を準用する。
イ 40 号省令第 5 条第 2 項第 1 号ロにかかわらず、高層階に設ける放水口は、11 階を起点として上方に数えた階数 3 以内ごとに設けること。▲
ウ 40 号省令第 5 条第 2 項第 1 号ロに規定する「特定共同住宅等の各部分」とは、特定共同住宅等のバルコニー等の部分を含む。
エ 高層階に設ける放水用器具を格納した箱は、第 4 章第 20 連結送水管第 3(4)（ウ(ア)を除く。）を準用する。
なお、一の放水口の位置ごとに設けること。
オ 高層階に設ける放水用器具は、第 4 章第 20 連結送水管第 3(5)を準用する。
カ メゾネット型住戸等が存する部分に放水口を設置する場合は、階数 3 以内ごとに設置し、かつ、当該特定共同住宅等の各部分から歩行距離 50m 以下となるように当該住戸の主たる出入口が面する階段室等に設けること。●（第 7-6 図参照）
- (5) 設計送水圧力
第 4 章第 20 連結送水管第 4 を準用する。
- (6) 配管等の摩擦損失計算
摩擦損失計算告示によるほか、第 4 章第 20 連結送水管第 5 を準用する。
- (7) 貯水槽等の耐震措置（40 号省令第 5 条第 2 項第 1 号ハ、省令第 31 条第 10 号関係）
第 4 章第 2 屋内消火栓設備第 10 を準用する。
- (8) 非常電源及び配線等（40 号省令第 5 条第 2 項第 1 号ハ、省令第 31 条第 7 号関係）
第 4 章第 20 連結送水管第 7 を準用する。
- (9) 総合操作盤（省令第 40 号第 5 条第 2 項第 1 号ハ、省令第 31 条第 9 号関係）
第 4 章第 24 総合操作盤による。

7 共同住宅用非常コンセント設備（省令第 40 号第 5 条第 2 項第 2 号関係）

- (1) 設置位置等（40 号省令第 5 条第 2 項第 2 号イ及びロ関係）
ア 設置位置等は、第 4 章第 21 非常コンセント設備第 2 を準用する。
イ 40 号省令第 5 条第 2 項第 2 号ロに規定する「11 階及び当該階から上方に数えた階数 3 以内ごとに」とは、高層階に設ける共同住宅用連結送水管の放水用器具を格納した箱又はその直近に設置することをいう。
ウ 40 号省令第 5 条第 2 項第 2 号ロに規定する「特定共同住宅等の各部分」とは、特定共同住宅等のバルコニー等の部分を含むものをいう。
エ 階段室型特定共同住宅等の一部にメゾネット型住戸等が存する部分に共同住宅用非常コンセント設備を設置する場合は、第 6(4)カの例による。
- (2) 電気の供給容量（40 号省令第 5 条第 2 項第 2 号ハ、政令第 29 条の 2 第 2 項第 2 号、省令第 31 条の 2 第 6 号及び第 7 号関係）
ア 電気の供給容量は、第 4 章第 21 非常コンセント設備第 3（(1)を除く。）を準用する。
イ 非常コンセント設備の電気の供給容量は、一の回路につき、単相交流 100V で 15A 以上の容量とする。
- (3) 非常コンセント（40 号省令第 5 条第 2 項第 2 号ハ、省令第 31 条の 2 第 3 号関係）
第 4 章第 21 非常コンセント設備第 4 を準用する。

第5章 特定共同住宅等

第7 必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等

- (4) 接地（40 号省令第 5 条第 2 項第 2 号ハ、省令第 31 条の 2 第 4 号関係）
第 4 章第 21 非常コンセント設備第 5 を準用する。
- (5) 保護箱（非常コンセントを収納した箱をいう。）及び設置の標示（省令 40 号第 5 条第 2 項第 2 号ハ、省令第 31 条の 2 第 2 号及び第 9 号関係）
第 4 章第 21 非常コンセント設備第 6 を準用する。
- (6) 常用電源及び配線（40 号省令第 5 条第 2 項第 2 号ハ、省令第 31 条の 2 第 5 号関係）
電気工作物に係る法令の規定によるほか、第 4 章第 21 非常コンセント設備第 7 を準用する。
- (7) 非常電源及び非常電源回路の配線（40 号省令第 5 条第 2 項第 2 号ハ、省令第 31 条の 2 第 8 号関係）
第 4 章第 23 非常電源による。
- (8) 総合操作盤（40 号省令第 5 条第 2 項第 2 号ハ、省令第 31 条の 2 第 10 号関係）
第 4 章第 24 総合操作盤による。

歩行距離 20m 以下

廊下

消

住戸

住戸

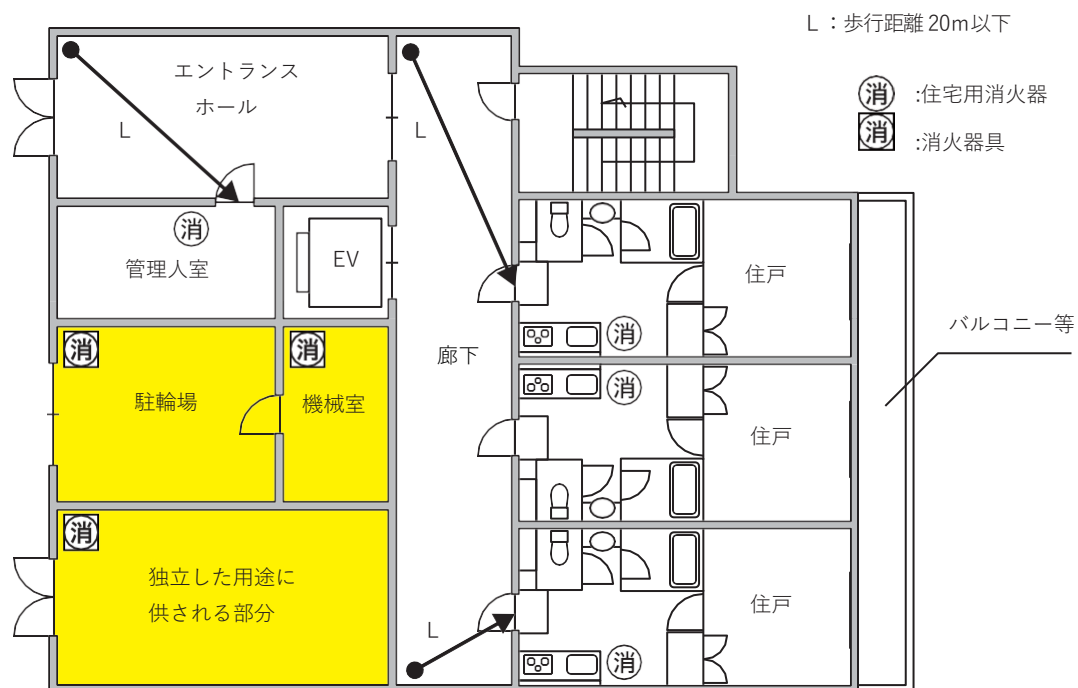
住戸

住戸

バルコニー等

消：住宅用消火器

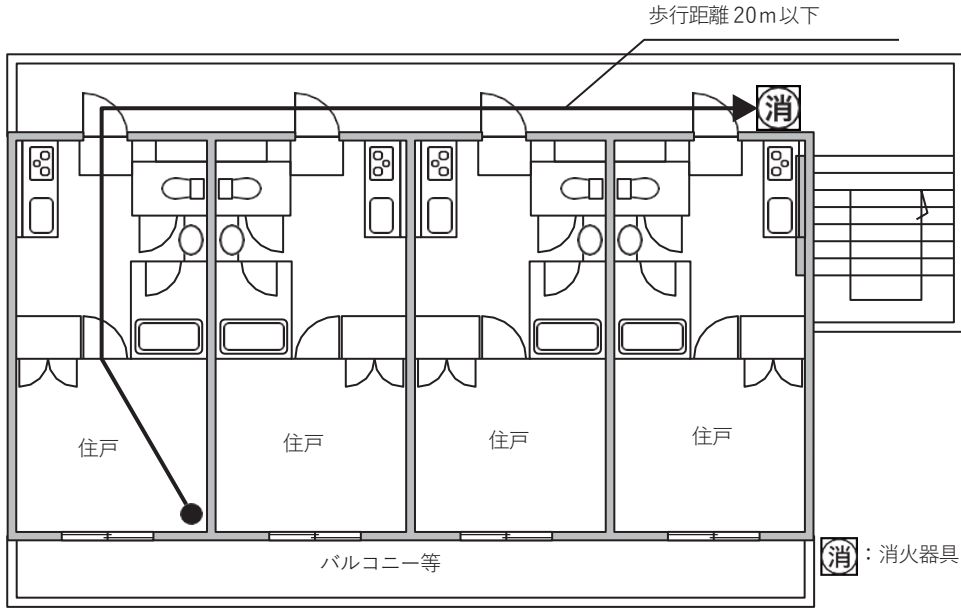
(住宅用消火器及び消火器具の併用設置が必要な例)



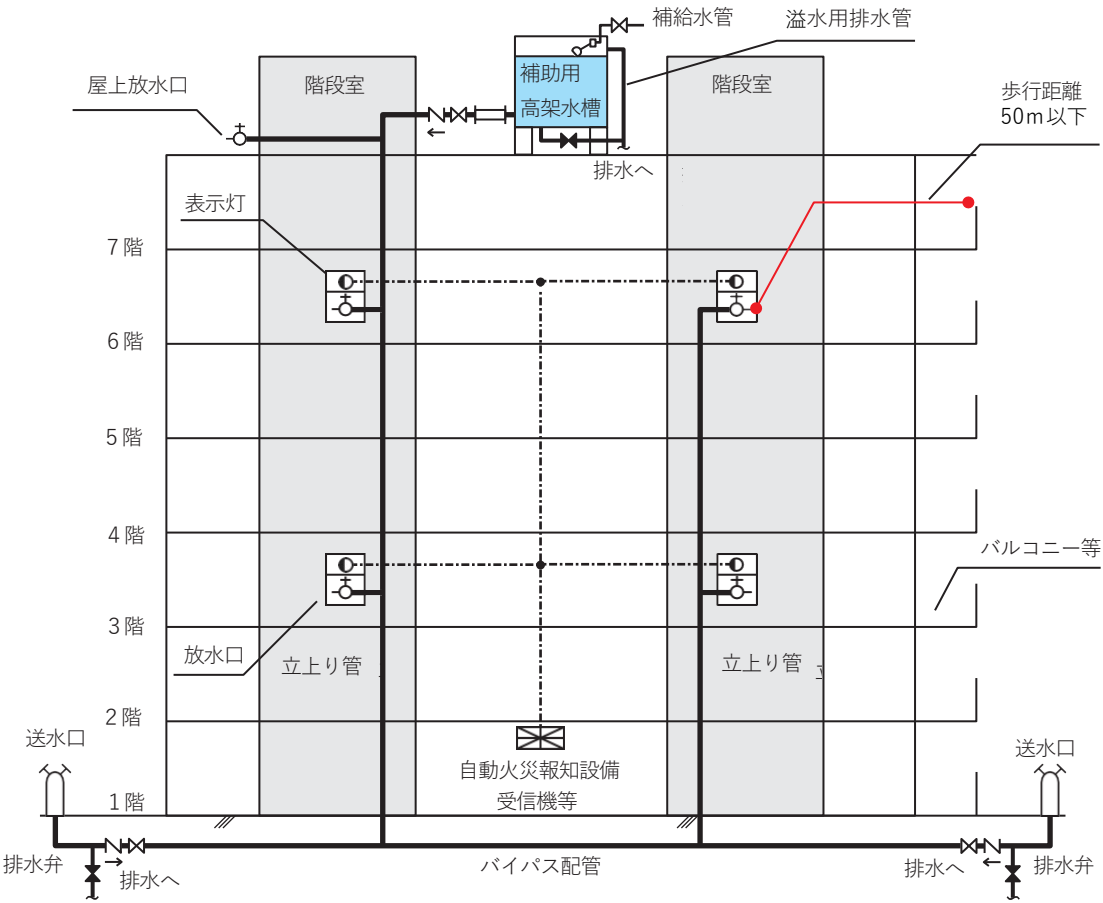
4

第5章 特定共同住宅等
第7 必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等

(住宅用消火器の設置を免除することができる例)



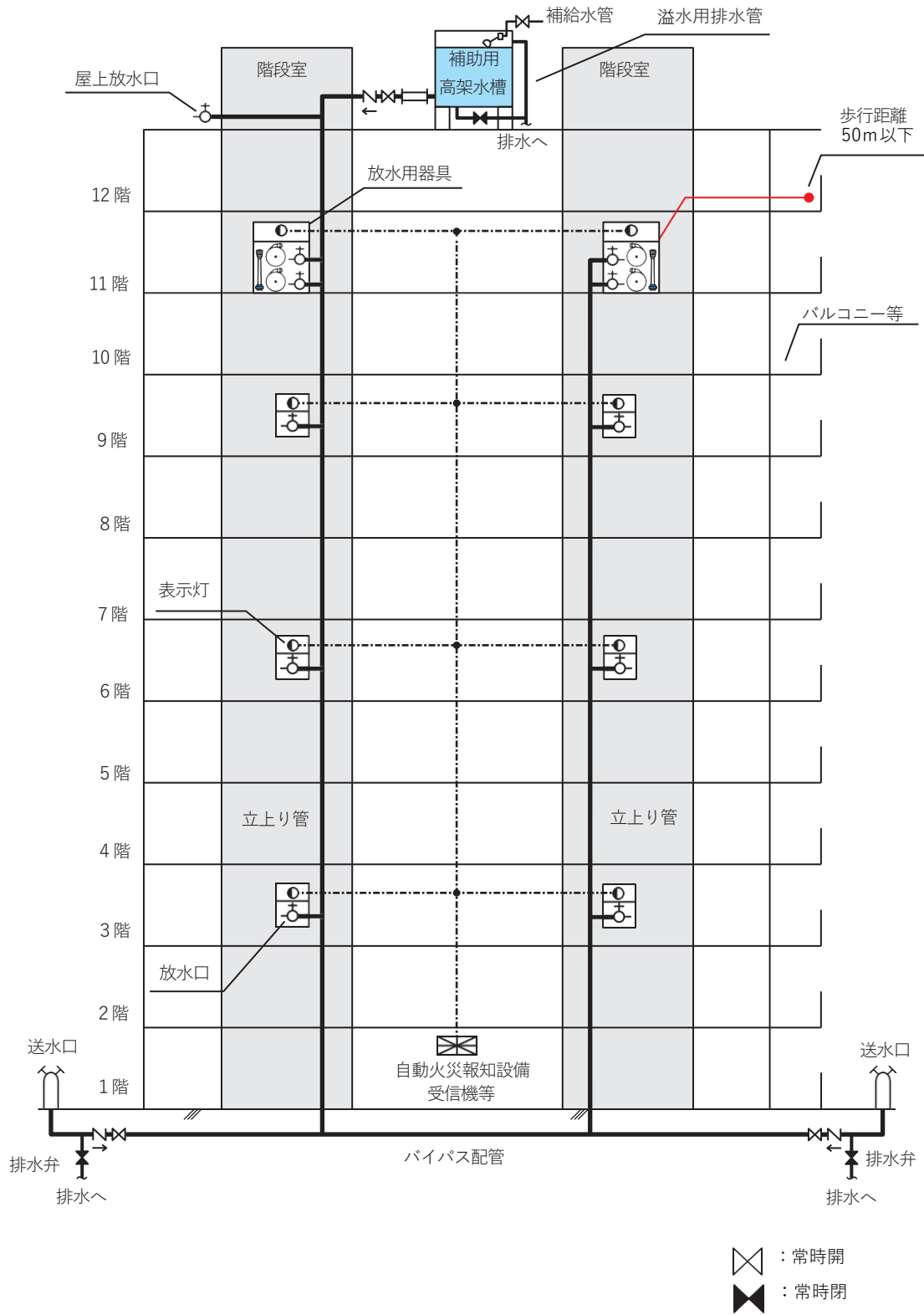
第7-3図



第7-4図

第5章 特定共同住宅等

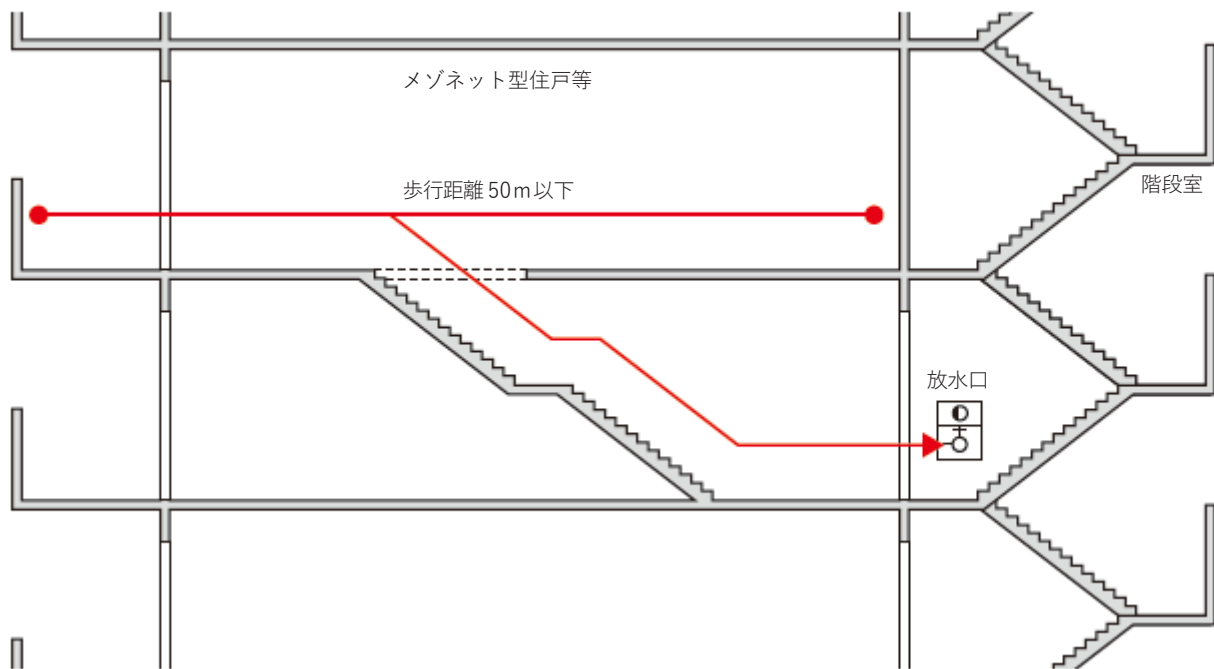
第7 必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等



第7-5図

第5章 特定共同住宅等

第7 必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等



第7-6図